

ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (知事が定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは

市町村の事業完了：市町村が納品や施設の完成を確認し検査を終了した日
又は間接補助金の支払日

5. 実績報告書提出 (完了等から30日以内又は4月20日のいずれか早い方)

○実績報告は、下記提出先へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

	所属	電話
問合せ	農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
提出・ 問合せ	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3557
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3162
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003